

身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）



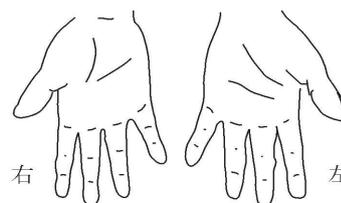
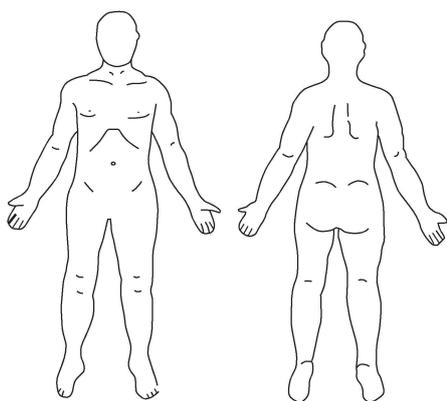
氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生()歳	男・女
住所			
① 障害名(部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		昭和 平成 年 月 日・場所 令和	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定(推定) 昭和・平成・令和 年 月 日			
⑤ 総合所見(障害の程度を詳細に記入。)			
〔将来再認定 要(軽症化・重症化)・不要〕 〔再認定の時期 令和 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
令和 年 月 日			
病院又は診療所の名称 所 在 地		医師氏名(自署) (自署でない場合は氏名の右に押印してください)..... 〔※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師〕	
診療担当科名 科			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		〔障害程度等級についても参考意見を記入〕	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		・該当する (級相当) ・該当しない	
注意	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、尼崎市社会保障審議会から改めてお問い合わせする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入。）

1. 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示)：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起 因 部 位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形 態 異 常：なし・あり

参 考 図 示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

※切離断の場合は、その断端長を記入のこと

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× ()の中のものを使うときはそれに○

寝返りをする		シャツを着て脱ぐ		
あしをなげ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ (自助具)		
椅子に腰かける		ブラシで歯をみがく (自助具)	右	左
立つ (手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)		顔を洗いタオルで拭く		
家の中の移動 (壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)		タオルを絞る		
洋式便器に座る		背中を洗う		
排泄のあと始末をする		二階まで階段を上って下りる (手すり、杖、松葉杖)		
(箸で) 食事をする (スプーン・自助具)	右	左	屋外を移動する (家の周辺程度) (杖、松葉杖、車椅子)	
コップで水を飲む		公共の乗物を利用する		
(手指でも肘でも) ものを下げる	右	kg	左	kg
		片足で立つ	右	左

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので、()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む。いずれも補装具を使用しない状態とする。）

- (1) 歩行能力：正常に可能・(2km、1km、100m、10m、ベッド周辺)以上歩行不能・不能
- (2) 起立位保持：正常に可能・(1時間、30分、10分)以上困難・不能

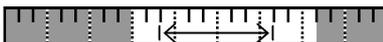
計測法 上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起 前腕周径：最大周径
 下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨)内果 大腿周径：膝蓋骨上縁上 10cm の周径(小児等の場合は別記)
 上腕周径：最大周径 下腿周径：最大周径

関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）（この表は必要な部分を記入）

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右 左屈 ()
() 前屈		後屈 ()		右 左屈 ()
右 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 右屈 ()
() 外転		内転 ()		右 左外転 ()
() 外旋		内旋 ()		右 左外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		肘 () 伸展
() 回外		回内 ()		前腕 () 回内
() 掌屈		背屈 ()		手 () 背屈
() 屈曲		伸展 ()		母 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		示 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		中 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		環 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		小 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		母 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		示 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		中 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		環 () 伸展
() 屈曲		伸展 ()		小 () 伸展
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右 左屈 ()
() 外転		内転 ()		股 () 内転
() 外旋		内旋 ()		右 左内旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		膝 () 伸展
() 底屈		背屈 ()		足 () 背屈

備考

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3. 関節可動域の図示は、 のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。
強直の場合は、強直肢位に波線（J）を引く。
4. 筋力については、表（ ）内に×△○印を記入する。×印は、筋力が消失または著減（筋力0,1,2該当）
△印は、筋力半減（筋力3該当）○印は、筋力正常またはやや減（筋力4,5該当）
5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
8. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示
(×) 伸展  屈曲 (△)

<参考>

障害程度等級表（肢体不自由）

（太実線より上は第1種を、下は第2種を表す）

	上 肢	下 肢	体 幹
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの		
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
※7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

※7級の障害が一つのみ場合は、身体障害者手帳の交付対象とはなりません。